

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー ジ
◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少の許可 (市町村振興課)	1
○こうち人づくり広域連合の規約の変更の許可 ()	1
○高知県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出 (2件) (農業農村支援課)	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除 (2件) ()	1
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ()	2
○基本測量の実施の通知 (3件) (用地対策課)	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
○建築基準法による道の指定 ()	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	<4・28掲示>
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	3
○土地改良区の役員の退任 ()	4
○土地改良区の定款変更の認可 (3件) ()	4
○土地改良区の解散の認可 ()	4
○土地改良区の清算人の就職 ()	4
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	4
高知県人事委員会公告	
○高知県職員採用上級試験の実施	5

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第48号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和23年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(2)のイ中「2,326,000円」を「2,366,000円」に改め、同表の6の(2)中「500,000円」を「510,000円」に改め、同表の7の(2)中「137,000円」を「137,500円」に改める。

別表第2の1の(1)のア中「22,200円」を「22,300円」に改め、同表の1の(1)のウ中「14,700円」を「14,500円」に改め、同表の1の(1)のエ中「15,300円」を「15,100円」に改め、同表の1の(1)のオ中「15,300円」を「15,700円」に改め、同表の1の(1)のカ中「15,200円」を「15,400円」に改め、同表の1の(1)のキ中「15,700円」を「15,600円」に改め、同表の1の(1)のク中「15,300円」を「14,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第310号

高知県後期高齢者医療広域連合から申請があった高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成20年4月24日付けで許可した。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第311号

こうち人づくり広域連合から申請があったこうち人づくり広域連合の規約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成20年4月28日付けで許可した。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第312号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第5条第3項の規定により高知県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

区分	名称	住所	事務所の所在地	変更年月日
変更前	財団法人高知県農業公社	高知市本町三丁目6-37	高知市本町三丁目6-37	平成15年4月1日
変更後		高知市永国寺町6-13	高知市永国寺町6-13	

高知県告示第313号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第5条第3項の規定により高知県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

区分	名称	住所	事務所の所在地	変更年月日
変更前	財団法人高知県農業公社	高知市永国寺町6-13	高知市永国寺町6-13	平成20年4月22日
変更後		高知市丸ノ内二丁目4-1	高知市丸ノ内二丁目4-1	

高知県告示第314号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐郡大川村小麦畝字日裏折レ106の1・182の4・182の6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
送電施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第315号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)

第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町周防形字尻貝山410の3
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第316号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町周防形字尻貝山410の3
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第317号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

浦尻加入区

高知県告示第318号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成16年5月高知県告示第389号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年5月15日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

浦尻加入区

高知県告示第319号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間
平成20年4月7日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域
高知県全域

高知県告示第320号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間
平成20年5月12日から平成21年2月28日まで
- 3 作業地域
室戸市

高知県告示第321号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間
平成20年5月19日から平成21年3月19日まで
- 3 作業地域
高知市、室戸市及び土佐清水市

高知県告示第322号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡四万十町米の川
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡四万十町米奥下屋式	495-2

2	〃 〃 〃 〃	〃
3	〃 〃 〃 字富留処山	1647-3
4	〃 〃 〃 〃	1645
5	〃 〃 〃 〃	1640-3
6	〃 〃 〃 字奥ノ谷	257-2
7	〃 〃 〃 〃	〃
8	〃 〃 〃 字花屋	453-1

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を町道米奥線に沿って結んだ線、標柱7と8を直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市宇佐町宇佐字薬師谷3135番1から土佐市宇佐町宇佐字荻崎3136番3まで	前	9.8 〃 13.7	133
	後	14.8 〃 18.7	133

高知県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八幡大津
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市大津字木ノ下 甲585番3から 高知市大津字木ノ下 甲582番5まで	前	8.8 / 19.3	80
	後	9.4 / 20.5	80

高知県告示第325号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市 町下井字ウ ノ丸	1330番9	5.11	59.00	
		4.82	16.45	

高知県告示第326号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。
平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡四万十町平串字障子田354番3地先から字赤草ノ奈路563番1地先に至る延長375メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に

より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年4月28日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成20年4月28日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された 目的
平成20 年4月 28日	変更前 特定非 営利活 動法人 高知県 介護の 会	豊永 美 恵	四万十 市国見 929番 地1	この法人は、高齢者、要介護者、要支援者、障害者(児)等に対して、とじこもりの予防や、介護・給食サービス・日常生活支援・介護予防のための生活支援の推進に関する介護サービス事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
	変更後	〃	〃	この法人は、高齢者、要介護者、要支援者、障害者(児)等に対して、とじこもりの予防や、介護・給食サービス・日常生活支援・介護予防のための生活支援の推進に関する介護サービス事業等を行い、又、地域の伝統文化継承に関する事業も行う、もって公益の増進に寄与するこ

とを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市中汐田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	津野 和秋	須崎市浦ノ内西分1002
〃	大中 政一	〃 〃 1200
〃	橋田 俊彦	〃 〃 1234
〃	小嶋 清治	〃 〃 3285
〃	植村 明雄	〃 〃 791
〃	坂本 幹夫	〃 〃 476
〃	坂本 操	〃 〃 478
〃	大中 保	〃 〃 1248
〃	土崎 豊	〃 〃 463
〃	北村 信男	〃 〃 755
監事	光森 林	〃 〃 411
〃	大中 三男	〃 〃 1206

役名 (就任)	氏 名	住 所
理事	津野 秋誠	須崎市浦ノ内西分1002
〃	大中 頼子	〃 〃 1200
〃	橋田 俊彦	〃 〃 1234
〃	小嶋 清治	〃 〃 3285
〃	植村 吉宏	〃 〃 791
〃	坂本 幹夫	〃 〃 476
〃	坂本 操	〃 〃 478
〃	大中 保	〃 〃 1248
〃	土崎 豊	〃 〃 463
〃	北村 信男	〃 〃 755
監事	光森 林	〃 〃 411
〃	大中 三男	〃 〃 1206

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、片地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所

理事 岡本 和隆 香美市土佐山田町神母ノ木170
(就任)

理事 原 豊之 香美市土佐山田町神母ノ木151-2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市潮江土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所

(退任)

監事 坂本 太康 高知市北竹島町419-4

(就任)

監事 宮地 壽一 高知市北高見町127

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、芸西村中央土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所

理事 筒井 密水 安芸郡芸西村和食 甲2656

〃 松本 康一 〃 〃 〃 甲2829

〃 黒岩 秀充 〃 〃 〃 甲1348

〃 藤川 勝 〃 〃 〃 甲1670-1

〃 西笛 勤 〃 〃 〃 甲 133

〃 都築純一郎 〃 〃 西分 甲 567

〃 下司 武志 〃 〃 〃 甲 651

〃 松浦日出男 〃 〃 〃 甲4358

〃 安岡 慶治 〃 〃 〃 甲2793-2

〃 公文 淳郎 〃 〃 〃 甲2573-2

〃 白石 清徳 〃 〃 〃 甲2654-2

〃 岡村 進 〃 〃 馬ノ上 2048

〃 清遠 祥弘 〃 〃 〃 3186

〃 吉永継司郎 〃 〃 〃 879

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西佐古土地改良区の定款の変更を平成20年4月30日に認可した。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高知市五台山南部土地改良区の定款の変更を平成20年4月30日に認可した。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、片地土地改良区の定款の変更を平成20年5月1日に認可した。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、中村市田野川・藤土地改良区の解散を平成20年5月1日に認可した。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、芸西村中央土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成20年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

氏名 住所

吉永継司郎 安芸郡芸西村馬ノ上 879

筒井 密水 〃 〃 和食甲2656

松本 康一 〃 〃 〃 2829

黒岩 秀充 〃 〃 〃 1348

藤川 勝 〃 〃 〃 1670-1

西笛 勤 〃 〃 〃 133

都築純一郎 〃 〃 西分甲 567

公文 淳郎 〃 〃 〃 2573-2

松浦日出男 〃 〃 〃 4358

下司 武志 〃 〃 〃 651

安岡 慶治 〃 〃 〃 2793-2

白石 清徳 〃 〃 〃 2654-2

岡村 進 〃 〃 馬ノ上2048

清遠 祥弘 〃 〃 〃 3186

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月16日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第10号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則(平成16年高知県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の長岡郡の項を次のように改める。

長岡郡	大豊町	天坪小学校 東豊永小学校	平成14年1月1日 〃
-----	-----	-----------------	----------------

別表第1の1級の土佐郡の項中

土佐町	名高山小学校 石原小学校	平成19年4月1日 昭和47年5月1日
-----	-----------------	------------------------

を

土佐町	平石小学校 石原小学校	平成20年4月1日 昭和47年5月1日
-----	----------------	------------------------

に改め、同表の2級の室戸市の項及び3級の高岡郡の檮原町の項を削り、同表の4級の項を次のように改める。

4級	宿毛市	沖の島小学校 沖の島中学校 宿毛市立沖の島 学校給食センタ ー	平成16年4月1日 〃 〃
----	-----	---	---------------------

別表第2土佐郡の項を次のように改める。

土佐郡	土佐町	相川小学校 名高山小学校	平成2年1月1日 平成20年4月1日
-----	-----	-----------------	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地等学校等を指定する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

人事委員会公告

高知県職員採用上級試験を次のとおり行う。
平成20年5月16日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分		採用予定人員	勤務先
事務職種	行政	20名	知事部局等の本庁又は出先機関
	警察事務	2名	警察本部各課又は各警察署等
	県立学校事務	1名	県立学校
	県立病院事務	1名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院
行政・TOSA		5名	知事部局等の本庁又は出先機関
土木		8名	知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等)
電気		3名	知事部局(土木部)等の本庁若しくは出先機関(ダム管理事務所等)又は公営企業局(本局、発電管理事務所等)
建築		3名	知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等)
水産		2名	知事部局(海洋部)等の本庁又は出先機関(漁業指導所、水産試験場等)
林業		2名	知事部局(森林部)等

		の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター等)
農業	8名	知事部局(農業振興部)等の本庁又は出先機関(農業振興センター、農業技術センター等)
保健師	2名	知事部局(健康福祉部)等の本庁又は出先機関(福祉保健所、児童相談所等)
化学	1名	知事部局(文化環境部)等の本庁又は出先機関(福祉保健所、試験研究機関等)
社会福祉	2名	知事部局(健康福祉部)等の本庁又は出先機関(児童相談所、福祉保健所、希望が丘学園等)
薬剤師	6名	知事部局(健康福祉部)等の本庁又は出先機関(試験研究機関、福祉保健所等)
薬剤師(県立病院)	4名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院
医療ソーシャルワーカー(県立病院)	1名	
少年補導職員	2名	警察本部少年課又は各警察署等

事務職種の受験者は、「行政」、「警察事務」、「県立学校事務」及び「県立病院事務」の4つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分を第2志望とすることができる。

なお、採用後の試験区分間の人事交流は、原則としてない。

2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務(事務)に従事することがある。

なお、「行政・TOSA」と事務職種の「行政」とは、同様の業務に従事する職である。

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人。ただし、事務職種の「警察事務」又は「少年補導職員」を受験する人は、(2)については、ア(日本国籍を有する人)に該当する人に限る。

(1) 年齢

ア 「保健師」、「薬剤師」及び「薬剤師(県立病院)」昭和54年4月2日以降に生まれた人

イ 「行政・TOSA」

昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人(学歴不問)又は昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した人若しくは平成21年3月31日までに卒業見込みの人

ウ ア及びイ以外の試験区分

昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人(学歴不問)又は昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による4年制の大学等を卒業した人若しくは平成21年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない人

(4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす人

ア 「保健師」については、保健師の免許を有する人又は平成21年3月31日までに取得見込みの人

イ 「社会福祉」については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第2項各号に規定する児童福祉司の任用資格を有する人又は平成21年3月31日までに取得見込みの人

ウ 「薬剤師」及び「薬剤師(県立病院)」については、薬剤師の免許を有する人又は平成21年4月30日までに取得見込みの人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成20年5月19日(月)から同年6月5日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(郵送の場合は、平成20年6月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所(香美市)、高知県中央東土木事務所(南国市)、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所(いの町)、高知県中央西福祉保健所(佐川町)、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所(四万十市)、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験 〔行政・TOSA〕 以外)	教養試験 専門試験	平成20年6月29日 (日)午前9時から午後3時15分ごろまで	(高知市) 高知市棧橋通六丁目2-1 高知南高等学校
第1次試験 〔行政・TOSA〕 のみ)	教養試験 論文試験		(東京都) 東京都文京区春日一丁目13-27 中央大学理工学部
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成20年8月10日 (日)から同月16日(土)までの間に実施するが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知に記載する。	高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	方法	内容
教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験
専門試験 (〔行政・TOSA〕以外)	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験
論文試験 (〔行政・TOSA〕のみ)	筆記試験	自らの経験及び公務に対する意欲等をテーマとした論文試験(教養試験が一定の成績に満たない場合は、採点しない。)

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験(個別面接は、2回行う。)
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査(健康診断書の提出を求め。)

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて提示される。各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿に登録されても、受験資格として免許又は任用資格の取得が定められている試験区分については、それぞれの免許又は任用資格を3の(4)に記載する所定の日までに取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成21年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われる。ただし、事務職種の「警察事務」及び「少年補導職員」の業務に従事することとなる採用者は、この任命に当たっての考え方は適用されない。

9 給与

平成20年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、172,200円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。例えば、大学等を卒業した人で民間企業等の常勤正社員として10年間勤務していた場合の初任給は、約210,000円である。また、このほか期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとすることがある。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。